

埼玉県防犯優良マンション認定事業手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「埼玉県防犯優良マンション認定事業規程」（以下「事業規程」という。）に基づき、一般社団法人埼玉県防犯設備士協会（以下「設備士協会」という。）及び一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が行う埼玉県防犯優良マンション認定事業（以下「認定事業」という。）に係る手数料に関し、必要な事項を定める。

(申請手数料)

第2条 事業規程第12条第4項、第18条第4項及び第19条第4項に規定する新築マンションの認定事業に係る手数料の額は、一件につき別表1のとおりとする。

2 事業規程第12条第4項及び第19条第4項に規定する既存マンションの認定事業に係る手数料の額は、一件につき別表2のとおりとする。

3 事業規程第22条第3項及び第24条第3項に規定する認定の更新に係る手数料の額は、一件につき別表3のとおりとする。

(手数料の納入方法)

第3条 申請者は、前条の手数を銀行振込みにより納付するものとする。ただし、緊急の場合その他の設備士協会及びセンターが必要と認める場合においてはこの限りでない。

2 前項の振込みに要する費用は、申請者の負担とする。

(手数料の返還)

第4条 納入された手数料は、返還しないものとする。ただし、設備士協会及びセンターの責めに帰すべき事由により認定業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 新築マンションの認定事業に係る手数料

(単位：円 税込み)

延べ面積	設計段階審査手数料	竣工段階審査手数料	認定手数料
5,000㎡以下	330,000	396,000	33,000
5,000㎡を超え 1,000㎡毎の加算額	33,000	39,600	3,300

別表2 既存マンションの認定事業に係る手数料

(単位：円 税込み)

延べ面積	竣工段階審査手数料	認定手数料
5,000㎡以下	396,000	33,000
5,000㎡を超え 1,000㎡毎の加算額	39,600	3,300

別表3 認定の更新に係る手数料

(単位：円 税込み)

延べ面積	竣工段階審査手数料	認定手数料
5,000㎡以下	297,000	33,000
5,000㎡を超え 1,000㎡毎の加算額	29,700	3,300